

令和4年度 第1回 宮崎地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時

令和4年7月7日(木) 午後1時45分～2時50分

2 場 所

宮崎合同庁舎 2階大会議室

3 出席者 (五十音順)

公益代表委員	四方、橋口、松岡、丸山、三島
労働者代表委員	鎌田、重黒木、田中、中川
使用者代表委員	甲斐、河野、酒匂、野口、松尾
事務局	田中労働局長、松野労働基準部長、森賃金室長、吉田補佐

4 議事内容

【室長補佐】

皆様、こんにちは。

会議に先立ちまして、開催案内でも通知しておりましたが、「クールビズ期間」として、事務局一同、夏季軽装で出席させていただいておりますので、ご了承のほどお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症予防対策として、広めの会場としていること、会場入口に消毒液を設置していること、出席者にマスクの着用を求めていること等の対策を講じていることをお伝えいたします。

ただいまから令和4年度第1回宮崎地方最低賃金審議会を開催いたします。

申し遅れましたが、私は賃金室長補佐の吉田と申します。

会長に議事を引き継ぐまでの間、進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願い致します。

まず、本日の出欠状況でございますが、労働者代表の今村委員が欠席となっております。ただいまの時刻、本日の委員の出席は、公益代表委員5名、労働者代表委員4名、使用者代表委員5名、計14名です。

これは、最低賃金審議会令第5条第2項に規定された定足数「委員の3分の2以上出席」などを満たしておりますことをご報告いたします。

また、審議会の開催について公示を行ったところ、1名の傍聴希望の申込みがあり、傍聴されていることをご報告いたします。

傍聴者におかれましては、「傍聴に当たっての遵守事項」を厳守のうえ、会議を傍聴されますようお願いいたします。

なお、前回から、議事録の確認は、冒頭をお願いすることとしております。本日の議事録の確認は中川委員、河野委員にお願いします。

つぎに、昨年度3月の第5回以降に委員の交替がございましたので、異動の状況について説明いたします。

委員の名簿は、審議会資料の1ページ目でございます。

使用者代表委員の奥野委員が4月30日付で退任され、後任には酒匂重久委員が選任されまし

た。

新しく就任いただきました酒匂委員様は、前任者の任期を引き継いでいただき、令和5年4月30日までの任期となります。

初めての面識の方もいらっしゃいますので、自己紹介をいただきます。

【酒匂委員】

宮崎県商工会連合会専務理事の酒匂でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【室長補佐】

ありがとうございました

それでは、昨年度から引き続いている委員の皆様を公・労・使の順にご紹介いたします。名簿の順に紹介させていただきます。

最初に公益委員からご紹介いたします。

四方委員でございます。

橋口委員でございます。

松岡委員でございます。

丸山委員でございます。

三島委員でございます。

次に労働者側委員をご紹介いたします。

今村委員は欠席でございます。

鎌田委員でございます。

重黒木委員でございます。

田中委員でございます。

中川委員でございます。

続きまして使用者側委員をご紹介いたします。

甲斐委員でございます。

河野委員でございます。

先ほど、ご挨拶をいただいた酒匂委員でございます。

野口委員でございます。

松尾委員でございます。

事務局につきましては、順に自己紹介いたします。

【労働局長】

労働局長の田中でございます。よろしくお願いいたします。

【基準部長】

労働基準部長の松野でございます。よろしくお願いいたします。

【賃金室長】

賃金室長の森でございます。よろしくお願いいたします。

【室長補佐】

賃金室の吉田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、本年度第1回目の審議会の開催にあたり、田中労働局長よりご挨拶申し上げます。

【労働局長】

令和4年度第1回宮崎地方最低賃金審議会の開催に当たりまして、ご挨拶申し上げます。

松岡会長をはじめ、委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、また猛暑の中、審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、日頃から、賃金行政をはじめ労働行政の推進に、格別のご理解、ご協力を賜っておりますこと、深く感謝申し上げます。

最低賃金の審議会につきましては、毎年、この時期から開催するのですが、冒頭にも申し上げましたとおり、今年は特に厳しい猛暑でございまして、また、行動規制の緩和もされたことから、皆さんにおかれましては非常にご多忙のことと存じますが、ご審議いただくことを改めまして感謝申し上げます。

この後、宮崎県最低賃金の改正決定に係る諮問をさせていただくのですが、ご承知のとおり、最低賃金の改正は、社会的な関心が非常に高いところであります。大変なご苦勞をお掛けしますが、重ねて宜しく願い申し上げます。

ところで、宮崎県の経済、雇用情勢を見てみますと、7月1日に発表されました日銀宮崎事務所の「宮崎県金融経済概況」によれば、「宮崎県の景気は、緩やかに持ち直している。」とされています。

また、私ども宮崎労働局が7月1日に発表しました宮崎県の令和4年5月分の有効求人倍率（季節調整値）は、1.40倍と83か月連続で1倍台を維持しており、雇用失業情勢の判断も今年の4月から、「雇用失業情勢は、新型コロナウイルス感染症の影響が続いているものの、求人が求職を上回る状況が継続しており、着実に改善が進んでいる。」と判断したところでございます。

しかしながら、一方で、新型コロナウイルスの新規感染数は、200人を超える日が続き、昨日は571人、本日も570人以上となるなど、増加傾向に転じており、さらに今後、国内外の観光客の受け入れが活発になることにより、感染状況が大きく変化する可能性も考えられますので、引き続き、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に注視する必要があると考えているところであります。加えまして、今後は、円安や原油をはじめとした原材料価格の高騰による雇用や経済の影響にも注視していく必要があると考えております。

このような状況の中で、宮崎県内の多くの事業主の方々は、全力で雇用維持に取り組んでいただいております。

宮崎労働局といたしましても、引き続き、事業主をはじめ、県民の皆様が健康で安全に、そして安心して働く環境を作るため、総合的な労働行政を全力で取り組んでまいりたいと考えております。

最後になりますが、委員の皆様におかれましては、最低賃金法に定められた地域別最低賃金の決定原則及び目安制度の在り方に併せて、経済や雇用動向等の状況、労働者の最低労働条件の確保など総合的観点から、ご審議・ご判断をいただきますよう改めてお願い申し上げます。本日の審議会開催のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【室長補佐】

ありがとうございました。

本年度の審議会は、第56期2年目となります。

昨年第1回目の審議会で、審議会会長に松岡委員、会長代理に橋口委員が選出されていますので、本年度も引き続きお願いいたします。

ここからは、松岡会長に議事進行をお願いしたいと存じます。

松岡会長、よろしく申し上げます。

【松岡会長】

本年度も皆さんよろしく申し上げます。

それでは、議題1の「宮崎県最低賃金の改正に係る諮問について」に入りたいと思います。

はじめに、宮崎県最低賃金の改正について、局長から諮問をお受けします。

【局長】

(諮問文を読み上げて手交) よろしく申し上げます。

(手交後、諮問文の写しを各委員に配付)

【松岡会長】

ただいま、局長から諮問がございました。

委員の皆様のお席に、諮問文の写しが配付されたところで、事務局から諮問内容について説明をお願いします。

【賃金室長】

それでは、諮問の内容について説明させていただきます。

諮問文本文の3行目の閣議決定は中央最低賃金審議会諮問資料に関係部分抜粋がございまして、本日の会議資料129ページからとなっています。

まず、全国及び九州の経済・雇用の状況をご説明いたします。

本日の会議資料に75ページから内閣府6月20日発表の月例経済報告の地域経済動向九州によりますと、「景気は、持ち直しの動きがみられる。先行きについては、新型コロナウイルス感染対策に万全を期し、経済社会活動の正常化が進むなかで、持ち直しが期待される。しかしながら、半導体不足、上海のロックダウン、ウクライナ情勢の長期化などの影響が懸念される中で、物価と原材料価格の上昇及び円安が内外経済に与える影響に十分注意する必要がある。」とされております。

また、本日の会議資料の81ページからの「みやぎん経済研究所」がまとめた「主要経済指標」がございまして、総務省が発表しました労働力調査によりますと、完全失業率(季節調整値)は2.0%後半が続いています。

次に、宮崎の経済・雇用の状況です。

先ほどの局長の挨拶のとおり資料67ページに7月1日発表の日本銀行宮崎事務所の「宮崎県金融経済概況」によりますと、「宮崎県の景気は、緩やかに持ち直している。」「労働需給は、改善しつつある。雇用者所得は、弱い動きとなっている。」とされています。

併せて、局長の挨拶でも、資料89ページに当労働局が発表した宮崎県の「雇用失業情勢」で有効求人倍率(季節調整値)が説明されたところでございますが、正社員有効求人倍率は1.04倍

と前年同月より 0.08 ポイント上昇しています。

次に、今年度、全国における春季賃上げ回答妥結状況です。資料 147 ページに 6 月 3 日付け連合発表では全体で 2.20%(6,477 円)の引上げ、6 月 10 日付け経団連(中小企業)発表では 1.97%(5,219 円)の引き上げとなっています。

資料 127 ページに本年 6 月 28 日、中央最低賃金審議会が開催され、後藤厚生労働大臣から「令和 4 年度地域別最低賃金額改定の目安について、貴会の調査審議を求める。」との諮問がなされたところです。

宮崎県における今年の宮崎県最低賃金の改正決定の調査審議におきましては、以上の点を踏まえつつ、労働者の労働条件の改善と生活の安定といった最低賃金法の目的と併せて、決定要覧 6 ページと 142 ページにありますとおり、最低賃金法第 9 条第 2 項に定められた地域別最低賃金の法定基準であります労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の賃金支払能力の 3 要素を総合的に勘案して定めることとされており、そして、決定要覧の 170 ページ以降にあります目安制度の意義等も含めて総合的にご審議いただき、最低賃金審議会としての意見をいただきたいと考え、諮問させていただく次第です。

本審議会からの答申を踏まえ、局長において宮崎県最低賃金を改正決定させていただくこととなります。

委員の皆様には置かれましては、ご苦勞が多いと考えますが、活発なご議論により十分な審議を賜り、答申いただきますよう、お願い申し上げます。

【松岡会長】

局長から諮問があった場合には、専門部会を設置することになっておりますが、まず、この専門部会の構成及び審議会の従来の例等について事務局から説明いただきたいと思っております。

【賃金室長】

資料として配付しております「令和 4 年度版最低賃金決定要覧」にて説明いたします。

140 ページから最低賃金法関係法令が掲載されております。

専門部会の設置に関する規定につきましては、144 ページの第 25 条第 2 項に「最低賃金審議会は最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。」と規定されております。

委員の構成については、第 25 条第 3 項には、「労・使・公の代表委員各同数をもって組織する。」と規定されています。

専門部会の委員の数につきましては、149 ページの最低賃金審議会令第 6 条 1 項におきまして、「委員の数は 9 人以内とする。」と規定されております。宮崎も各側 3 名ずつ 9 名で構成してきております。

審議会及び専門部会の成立要件につきましては、左側のページ 148 ページの最低賃金審議会令第 5 条第 2 項で「委員の 3 分の 2 以上又は各側 3 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。」と規定されておりますので、専門部会の場合、公労使 9 人のうち、6 人以上、又は各側 1 人以上の出席が必要となります。

議決につきましては、第 5 条第 3 項におきまして、「過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる」と規定されております。

次に最低賃金審議会令第 6 条第 5 項をご覧ください。

「審議会はあらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の

決議とすることができる。」と規定されています。

宮崎では、運営小委員会において、この規定を採用するかどうか、毎年、確認しております。

専決事項の基本的な考え方につきましては、資料の9ページ「最低賃金審議会令第6条第5項採用に関する基本的考え方について」をご参照ください。

宮崎では、これまで地域最賃でも産別最賃でも、専門部会が「全会一致」で決議した場合に限り、審議会令第6条第5項を採用することとしてきました。

専門部会で、労使いずれかの委員が「反対」の意思表示、または、本審開催の申し立てを行った場合については、原則3日以内に本審を開催して審議の上、結論を下すものとなっております。

また、資料10ページの流れ図をご覧ください。専門部会で全会一致の場合は、専門部会で採決を行い、部会報告書を作成・提示し了解を得ます。それから答申文案を提示し、了解を得た上で答申をすることになります。

この場合、後日開催する本審では部会報告を行い、答申は行わないこととなります。

専門部会が全会一致でない場合は、公益委員見解を示して採決します。そして、部会報告書を作成・提示し了解を得ることとなります。後日、開催される本審では、部会報告を行い、答申文案を提示し、採決の上、答申することとなります。

以上です。

【松岡会長】

専門部会について、事務局より説明がありましたが、従来どおり専門部会を設置するというところで進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

【松岡会長】

それでは、宮崎県の最低賃金については、今後、専門部会で調査審議していただくことにしたいと思います。

専門部会の委員については、労使双方より早急にご推薦いただきたいと思います。事務局から、推薦手続きについて説明をお願いします。

【室長補佐】

専門部会を設置して調査審議することになりましたので、委員任命のための推薦依頼の手続きを進めることといたします。

具体的に申し上げますと、合同庁舎掲示板と当局ホームページに推薦要領を公示いたします。期限は手引きに2～3週間となっておりますので、推薦手続きについてよろしくお願ひいたします。

【松岡会長】

ここで、配付資料について、事務局より説明をお願いします。

【賃金室長】

お手元に審議会レジメ、審議会資料、宮崎労働局作成の「宮崎県の賃金」、労働調査会発行の「令和4年度版 最低賃金決定要覧」をお配りしております。

本日配付の資料について簡単に説明させていただきます。

1 ページは、第 56 期の宮崎地方最低賃金審議会委員名簿となります。任期について、令和 5 年 4 月 30 日までになります。

次に 3 ページは、「宮崎地方最低賃金審議会運営規程」で、審議会の運営に関する合意事項をルール化したものです。昨年度から議事録についても押印を廃止し、会長と労使各 1 名の方に、確認いただいたことを記録しております。

次に 5 ページからは、「宮崎地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程」で、地域別最低賃金や産業別最低賃金の改正に当たって設置される専門部会の運営に関して、合意事項をルール化したものです。

次に 7 ページは、「宮崎地方最低賃金審議会公開要領」で審議会の公開に関して、合意事項をルール化したものです。昨年度に申し込み方法をメールまたは F A X としております。

次に 9 ページは、最低賃金専門部会の運営に係る「最低賃金審議会令第 6 条 5 項採用に関する基本的な考え方」で、次のページが、これを簡単にフロー図としたものです。

次に 11 ページは、令和 3 年度の宮崎地方最低賃金審議会の開催状況です。

次に 13 ページは、今年度の運営計画(案)を示してございます。運営計画(案)のタイムテーブルは、8 月 2 日に目安伝達の第 2 回本審を開催し、8 月 10 日に結審した場合の、10 月 6 日発効とした場合を添付しておりますが、詳細につきましては、この後の運営小委員会におきまして審議していただくこととなりますが、こちら 3 日が入っております、6 月 22 日一部の委員にはご連絡したのですが、4・5 日は使例がご都合が悪いということで、3 日の 10 時を入れております。10 時がご都合が悪いというご意見が出た時には再度調整させていただきたいと思っております。

次の 15 ページは、運営計画に基づく開催案になっております。

17 ページからは、今年度の答申日別 最短効力発生予定日一覧表です。

21 ページは、宮崎県最低賃金の一覧表です。

23 ページは、年次別最低賃金額及び引上げ額・率の一覧表で、平成 15 年度以降の地賃、各産別最賃の改定状況について、金額、引上げ額、率を一覧表にしたものです。

令和 3 年度は、地域別最賃が 28 円の引き上げとなっております。

産別最賃は、肉・乳製品製造業、各種商品小売業は改正がありませんでした。電気機械器具製造業は 28 円、自動車(新車)小売業は 26 円の引き上げとなっております。

25 ページは、最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果の推移です。最賃の改定後、例年、1 月から 3 月に実施しております。

本年(令和 4 年 1 ~ 3 月)の宮崎労働局における監督件数は 208 件で、違反事業場数は 13 件、違反率は 6.3%でした。

次のページは、違反事業場 13 件の最低賃金額以上を支払っていない理由と、監督実施事業場における働き方改革推進支援センターと業務改善助成金の認識状況です。違反理由としては「適用される最賃額を知らなかった」が最も多く、次いで「賃金の改定をしていなかった」が多くなっています。働き方推進センターと業務改善助成金の認識状況は、2 割程度と依然として低い状況でした。

次の 27 ページは、全国の最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果です。前のページの宮崎局と全国の状況を比べますと、違反率は宮崎が低い状況です。

次の 29 ページからは、今年度の通常コース宮崎版の業務改善助成金のリーフレットです。特に、目安答申から、発効までの間に申請していただくのが、最も有効です。ぜひ、委員の皆様で

説明会の開催をご検討いただいた場合には、私どもにご連絡をいただきたいと思います。

次の 31 ページからは、産業別特定最賃の必要性審議における「関係労使の意見聴取」についての提案です。議題の 4 で詳細をご審議いただき、日程は、この後の運営小委員会におきまして審議していただくこととなります。

39 ページからは、宮崎県内の主要統計資料です。

まず、39 ページは、宮崎県が作成している資料で、令和 3 年 4 月の生計費及び労働経済指標となります。

43 ページからは、宮崎県統計調査課が 6 月 18 日に公表した「6 月の主要指標」です。48 ページに宮崎市の消費者物価指数の総合指数の概況は前月比 0.3% の上昇、前年同月比は 2.4% の上昇となっています。54 ページの完全失業率は標本誤差に注意を要しますが、全国平均と比べて、低い傾向にあります。

55 ページからは、宮崎財務事務所が発表している「法人企業景気予測調査」です。その内容は、令和 4 年 5 月 15 日を調査時点として実施した「法人企業景気予測調査」について、県内企業 107 社からの回答から企業活動の現状と先行き見通しに対する経営者の判断を統計的に示したものとなっています。景況判断の現状判断は、製造業、非製造業ともに下降超となっています。先行きは全産業については上昇超で推移する見通しとなっています。

67 ページからは、日本銀行宮崎事務所が 7 月 1 日に発表した「宮崎県金融経済概況」です。

宮崎県の景気は、このところ緩やかに持ち直しているとなっています。

75 ページからは、内閣府が 6 月 20 日に発表した「月例経済報告」で、77 ページから九州地域の経済動向です。九州地域の景気は、持ち直しの動きがみられるとなっています。

81 ページからは、みやぎん経済研究所が 7 月号で公表した宮崎の主要経済指標です。

89 ページからは、宮崎労働局職業安定部が 7 月 1 日に発表した「5 月の雇用失業情勢」です。

上の方の 3 行目、正社員の有効求人倍率は 1.04 倍で前年同月より 0.08 ポイント上昇しています。

101 ページからは、令和 3 年 3 月高校卒業後の状況です。114 ページに全国の統計資料を 2 年分まとめたものがございまして、県内就職率は 60.5% で、全国順位は 45 位です。前年度より率は上がりましたが、順位は変わりませんでした。これについては、令和 4 年 3 月分が速報として出ておりまして、今年も上がっているようなところです。

115 ページからは民間調査会社による 2021 年の県内の休廃業・解散動向調査です。件数は 444 件で、3 年連続の減少となっています。

121 ページからは 2021 年度の全国の企業倒産件数です。こちらまとめたのが 124 ページにありまして 2 年分ございます。宮崎県内の倒産件数と負債額はともに、前年度と比べて減少しています。

125 ページからは先週 6 月 28 日に開催されました中央最低賃金審議会資料です。特に宮崎県に係る部分を抜粋してあります。

141 ページからは同日に開催されました目安小委員会の資料の抜粋です。先ほど諮問の内容でご説明しました春季賃上げ妥結状況については、147 ページにございます。

181 ページからは 7 月 1 日に開催されました全国賃金課室長会議の公開資料の抜粋です。こちら宮崎に係る部分をご覧になっていただきたいと思います。

以上が配付資料の説明です。

続きまして、決定要覧を説明します。6 ページからが「最低賃金の決定の仕組み」です。

上段に流れ図が二つございます。上が地賃、下が特定最賃のところ。下の特定最賃の必要

性審議では関係労使の意見聴取が矢印で示されており、本日の議題としているところです。

18 ページからが「全国の年次別推移」です。発効日と金額の変化を確認ください。175 ページが目安ランクの推移です。九州は福岡を除き、全県Dランクです。要覧に掲載されている内容については資料から割愛しました。

最後に「宮崎県の賃金」を説明します。5 ページが全国の最低賃金の状況です。宮崎県内の事業場で働くすべての労働者とその事業主の人数が右側にございます。

39 ページが全国の初任給の比較になります。

43 ページからが全国との賃金比較です。男女別・規模別です。

以上で資料説明を終わります。

【松岡会長】

ただいまの事務局からの説明で何か質問はございませんでしょうか。

【甲斐委員】

そもそものところで確認させてください。諮問文案を見せていただきました。本来であれば最低賃金法の規定に基づき貴会の調査審議を求めるということであるべきだと私は思うのですが、間に新しい資本主義のから始まる、これこれこれこれに配慮したと書いてあります。これ大元を見ると資料の127 ページに厚生労働大臣から中央最低賃金審議会への諮問文の内容、それをここに当てはめていらっしゃるということだと思います。昨年の議論を踏まえて、大いに反省事項として、私は世間で認知されていたのかなと思うのですけれども、政府の政策誘導、本来中立であるべき審議会に政策誘導するのはいかなものかという議論があったように思います。まったく反省されていない、失礼な言い方ですが、全くそれが生かされていないというか、申したいのは、この諮問文に対して、中央最低賃金審議会では何か議論はなかったのでしょうか。

【賃金室長】

回答させていただきます。

まず、昨年の目安と47都道府県の地方最低賃金審議会の反省については、本省のほうで中央最低賃金審議会でも反省をして総括をしているんだということが、183 ページにございます。先日の全国会議でも説明があったところです。そして、地方での諮問文については、本省の諮問文を倣うことということになっております。昨年のこの会議では、奥野委員から今までこの諮問文がこうだったことがあったというような意見もあったんですけども、その時も私と同じ回答をしているんですけども、地賃での諮問文も本省の中賃の諮問文に統一することという指示が来ておりますので、十分反省はしているということは183 ページをご覧になっていただければわかると思うんですけども、諮問文についてはですね、反省はしているものの揃えなさいということなので、私がそうではないんだということは言えませんので、そういうことでございます。

【甲斐委員】

中央のを見ると、目安については、これこれを配慮した審議を求めるといのが、目安があります。地方の審議会には何を求めるのかと言うと、正式には、そういった中央の目安も元に

地方の事情も勘案した審議を求めるとのことだろうと思うんですけども、ここで中央の目安について、これこれに配慮した調査審議を求めるといふのをそっくり持ってきてあるということ、中央の目安を踏まえた審議をなさいと言っているようなものではないですかね。

【賃金室長】

目安は今、第1回の目安小委員会が開催されて資料を出しているとおりです。第2回の目安小委員会が参議院選挙後の12日の1時から予定されています。どんな内容になるかはわかりませんが、去年のことは十分反省したうえでですね、十分に合意に至るまで時間を尽くしなさいということが言われていますので、去年のようなことは私はないと思っています。

【甲斐委員】

我々もそれを放棄するというつもりはありませんけれども、何と言いますか、臨むにあたって最初から出鼻をくじかれるような、すいません、これは私個人の意見かも知りません。同じことの繰り返しではないかなと思います。

【賃金室長】

あの、この諮問文についてそういう意見があったということは、本審ですので記録して公開しますし、目安制度というのは今も法律としては継続されてるわけですから、どんな目安が出るかも知りませんが、それを伝達したうえで、地賃としてはやっぱり、それぞれの県内の実情を勘案して、そして公労使ですね、結論を、答申をいただくということで思っているところです。

【甲斐委員】

それは、それぞれの立場で粛々と真剣に議論しなければいけないと思っていますところ。

【河野委員】

それに付け加えて、先ほど室長から口頭で話されたけど、後藤厚労大臣が審議会の冒頭で、口頭で政府全体として賃金引上げの機運醸成に取り組む、加えて言われたのが生計費、賃金、賃金支払能力を考慮してしっかり議論していただくということが今回明確に答えられていましたので、その点だけは少し去年までと比べたら、それが地方の審議会の中の諮問文の中に入っていたらいいなと気持ち的にあります。

【松岡会長】

たしかに従来の諮問文に比べると、何と言いますか、いつもと違うなとちょっと感じていたんですけども、よろしいですか。他に何かご質問などありますでしょうか。

【松岡会長】

それでは、次の議題2の「今後の審議の進め方について」ですが、当審議会では、例年、審議会の運営方法や審議計画などを検討するため、運営小委員会を設置しています。この運営小委員会の設置についてご検討いただきたいと思っております。

まず、運営小委員会の従来の進め方について、事務局から説明をお願いします。

【賃金室長】

資料3ページの宮崎地方最低賃金審議会運営規程をご覧ください。

運営小委員会の設置については、審議会運営規程第3条に規定されております。

第3条に「会長は審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。」とされております。

次に運営小委員会の構成についてですが、規定上は特段の決まりはありませんが、従来から公・労・使2名ずつで構成し出席いただいております。

座長には、公益委員に就任いただき、取りまとめをお願いしております。

検討結果につきましては、本審に報告いたしまして、審議計画の確認などを行っております。

運営小委員会では、令和4年度の審議スケジュールを審議いただきます。

また、最低賃金審議会令第6条5項に規定されております「専門部会の決議をもって、審議会の決議とすることができる」旨の規定の採用についても審議いただいております。

以上が運営小委員会の説明になります。

【松岡会長】

ただいま、説明がありましたけれども、これまでと同様、今年度も従来どおり設置するという
ことよろしいですか。

(異議なし)

【松岡会長】

それでは、各側、運営小委員会の委員を2名選出していただきたいと思います。

委員は、本日この場で選出したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(異議なし)

【松岡会長】

それでは、委員の選出については各側委員より発言をお願いしたいと思います。

労働者側委員については、いかがでしょうか。

【中川委員】

はい、労働者側委員は鎌田委員と中川でお願いします。

【松岡会長】

使用者側委員については、いかがでしょうか。

【河野委員】

甲斐委員と私、河野でお願いします。

【松岡会長】

公益委員については、橋口委員と私でお願いしたいと思います。

それでは、労働者側委員として、鎌田委員と中川委員、
使用者側委員として、甲斐委員と河野委員
公益側委員として、橋口委員と私

以上6名の委員で運営していきたいと思います。

運営小委員会の日程については、予め事務局で調整していただいております。本日、この本審終了後に開催するということになっておりますがいかがでしょうか。

(異議なし)

【松岡会長】

それでは、本審終了後、しばらく休憩をとって運営小委員会を開催したいと思います。
続きまして 議題3の「事業場実地視察」について事務局から説明をお願いします。

【賃金室長】

最低賃金の決定によって実際に影響を受けることとなる関係者の意向や実情把握のために、決定要覧の145ページに最賃法第25条第6項では、「審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見をきくものとする。」と規定されており、決定要覧の6ページの本文7行目に「また、最低賃金審議会の委員自らが事業場等に赴いて、作業実態、賃金実態等を視察しさらに関係労働者や使用者から最低賃金の内容がどうあるべきかについて意見を聴くなどして金額の検討が進められます」というのがございます。

宮崎では地賃委員による視察につきましてはこれまで実施してきておりません。

河野委員から、平成30年度は議題にあったが、令和元年度以降議題に上がらないとして、問題提起をいただき、昨年度3月の第5回本審で「実地視察について」アンケート結果と九州各県の状況をご説明し、ご審議いただいたところです。

視察についての委員の皆さんのご意見は、事業主及び労働者から直接能動的に意見が聞けることは大変有意義であるものの、事業場の公平な選定や効率的な実地視察ができるか、視察の結果をどう審議会に反映させるのかなど、課題も提起されました。

現在のような新型コロナ感染状況の中では視察先に迷惑がかかるなど否定的なご意見が多かったと認識したところです。

今後も3月の第5回本審及び第1回本審などで、年に1回以上は議題としていきたいところです。このような経過を踏まえ、事務局としては、本年度の実地視察は行わないという審議計画としたいと考えております。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

【松岡会長】

事業場実地視察について実施するかどうか、それぞれ皆さん忌憚のないご意見を頂けたらと思います。いかがでしょうか。

(意見等なし)

それでは、皆様のご意見としては、事務局のまとめていただいた方向で構わないということになりましたので、本年度も実施はしないということで進めたいと思います。

それでは、引き続き、議題4の「特定最賃必要性審議における関係労使の意見聴取」について事務局から説明をお願いします。

【賃金室長】

実地視察と同じく、最低賃金の決定によって実際に影響を受けることとなる関係者の意向や実情把握のために、最賃法第25条第6項では、「審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見をきくものとする。」と規定されており、決定要覧の6ページの上段の「最低賃金決定の仕組み」の下の矢印、特定（新産業別）最低賃金の左から二つ目「必要性審議」の下の矢印に「関係労使の意見聴取」があります。

必要性審議、宮崎では「検討小委員会」で「関係労使の意見聴取」につきましてはこれまで実施してきておりません。

電機専門部会において、現場の実態を知らずに審議を進めているとの問題提起をいただきましたので、昨年度3月の第5回本審でアンケート結果と九州各県の状況をご説明し、ご審議いただいたところ です。

第5回3月の本審での委員皆様からのご意見は、関係労使のイニシアティブにより決定されるものであるものの、意見聴取の重要性は公労使いずれも認識は一致しており、その方法について、事務局が労使の意見をまとめることとされたものです。

そこで、資料の31ページからをご覧ください。事務局からは要領案としてまとめ提案させていただきます。

まず、4産業の労使から意見発表者を推薦していただきます。発表を希望されないかもしれませんが、意見表明者となるかもしれませんが、推薦していただきます。こちら3月の本審以降準備を進めてきて、労使各側ご苦勞を頂いてですね、推薦をすでにいただいております。委員限りの資料として机上配付としております。

次に資料の37ページから、意見書の様式を上げております。こちらの意見書を推薦いただいた合計8名の方からご提出いただいて、そのときに、38ページの意見発表の希望を記載していただきたいと思っております。これが事務局が提案する方法です。それで、意見聴取をどんな風に考えるかの考え方がですね、決定要覧の221ページ、こちら中賃の産業別最低賃金制度全員協議会、平成14年度の報告があります。

下から6行目、しかしながら、産業別最低賃金が現実に制度として存在し、実際に関係者から運用面の課題に関する様々な指摘があることを踏まえると、労使それぞれの立場はあるものの、産業別最低賃金制度を改善することは重要であることから、産業別最低賃金設定の趣旨である関係労使のイニシアティブ発揮を中心とした改善の在り方について検討を行った結果、今般の結論に達したものであるというのがありまして、次の222ページには関係労使のイニシアティブの一層の発揮を中心とした改善ということで、(1)の「関係労使の参加による必要性審議が期待されるとあります。こちらを参考に検討小委員会で関係労使のですね、意見が聞けたらいいんじゃないかなと思っております。

初めての試みですので、不手際もあるかもしれませんが、まずは、やってみることが重要と考えます。皆様からの忌憚のないご意見をいただき修正し、今年度から実施したいと考えております。

日程の詳細はこの後の運営小委員会でご審議いただきたいと考えます。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

【松岡会長】

初の試みということですが、いろいろとご苦労がある中で進められているようですが、それぞれこのことに関してのご意見をお聞かせいただきたいと思います。まず、労側いかがでしょうか。

【中川委員】

ご説明ありがとうございました。意見聴取については、労側としては是非お願いしたいというふうに思っているところです。理由につきましては、室長のほうで説明いただきましたので、この初の試みに対して心から敬意を表して、意見聴取に臨ませていただきたいと思います。

【松岡会長】

では、使側いかがでしょうか。

【河野委員】

もうすでに意見の発表者も出しておりますので、まったく否定するものでもございません。もちろん、労働者側がそれぞれのところを出してくれば、使側としても対等な形で出して意見表明させていただきたいと思います。

【松岡会長】

双方ともに充実した議論をすることを前提として賛成であるというご意見でした。公益委員の方、何かご意見がありましたら、お願いします。

【橋口委員】

賛成ということで個人的に思っております。今までの小委員会の検討の過程で、しっかり申し出があった組合を中心とした一定の状況というのは反映された資料を見ながら、それなりに的確な判断をしてきたとは思いますが、それに加えて実際的にこういう制度について検討が重ねられて義務規定もあったということを踏まえると、主には今まで労側の意見を前提にしてという私の感じとしては議論してきたという感じがありますので、それに加えて使側も含めて生の声が反映されて議論されるというのは、的確な判断をするといううえで、有益だと感じております。

【甲斐委員】

今の意見のとおりですが、特に今回の場合というか今年の場合、いろんな国際情勢もあって、物価、エネルギーいろいろと上昇している中で、実質の賃金というのは目減りしているというのは間違いなくと思います。これは使用者側としても従業員の雇用の維持において何とかしてやりたいという気持ちは強いものがあると思います。一方で、資材の高騰だとかエネルギー価格が通常以上にかかるということでの生産性向上にブレーキがかかっているというのも、これ業種によってもですが、間違いなくところだと思っております。お互いそういうところを、今年の場合は特に、お互いの事情を勘案しながら、じゃあどうするのという議論をしていかないといけないなということからすると、大事な試みだと思っております。

【松岡会長】

労も使も公も、いずれも充実した議論という意味では実施していただきたいというのが共通していると思いますけれども、意見について、事務局はいかがでしょう。

【局長】

ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

【松岡会長】

特に先程、甲斐委員が言われたとおり、いろんな事情が、一つとっても右から見た意見と左から見た意見で全く結論が違ってくるような事情がたくさんあるので、今年はやっぱり必要性が高いのではないかなと感じます。

それでは、このあと具体的なことについては、運営小委員会で議論を進めていきたいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

最後に 議題5「その他」について、各側何かご発言はありませんでしょうか。

(意見なし)

【松岡会長】

特にご発言もないようですので、本日の議事を終了したいと思います。

本日の議事録については、個人情報保護に支障を及ぼすおそれ、個人や団体の権利利益が侵害されるおそれ、率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれはないと判断されますので、宮崎地方最低賃金審議会運営規程第7条第2項の規定により公開したいと思います。ご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

異議はございませんでしたので、議事録は公開ということにいたします。

本日の議事録の確認は、冒頭事務局からの発言のとおり、中川委員、河野委員にお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは 以上をもちまして、令和4年度第1回宮崎地方最低賃金審議会を終了いたします。皆さん、お疲れ様でした。

会 長

労働者側代表委員

使用者側代表委員
